

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

平成 27 年国勢調査による本市の総人口は 57,436 人であり、年齢を 3 区分別にみると、15 歳～64 歳人口は 32,732 人 (57.0%)、65 歳以上人口は 17,289 人 (30.1%)、15 歳未満人口は 7,415 人 (12.9%) となり、15 歳以上人口の労働力率は 57.0% で平成 7 年調査以降低下が続いている。

産業別就業人口をみると、昭和 40 年調査では一次産業 64.9%、二次産業 12.0%、三次産業 23.1% であったものが、平成 27 年調査では一次産業 5.1%、二次産業 23.7%、三次産業 71.2% となっており、ここ 50 年余りで本市の産業構造が、一次産業中心から建設業や製造業、運輸業などの二次、三次産業へと変遷している。

また、経済センサス-基礎調査における本市の事業所数及び従業者数は、平成 21 年調査では 2,427 事業所、28,109 人であったものが平成 26 年調査では 2,300 事業所、27,990 人と減少しており、特に農林水産業では従業者数が 25.9%、建設業や運輸業でも従業者数が 11.8% 減少するなど少子化・高齢化が進展するなかで、担い手不足、労働力不足が顕在化してきていることが伺える。

こうした状況のなか、石狩湾新港地域は北海道内最大級の産業空間として、冷凍・冷蔵倉庫などの物流関連産業をはじめ、LNG 基地などのエネルギー関連産業やデータセンターなどの情報関連産業等、多様な産業の集積が進んでおり、今後、更なる発展が期待されている。

また、農林水産業は、高齢化の進展に伴う後継者問題等の課題があるものの、都市近郊型農業の確立や、作り育てる水産業の確立を目指しており、多様な産業集積を持つ石狩湾新港地域との連携による新たな価値の創出などの可能性があるなど、担い手不足、労働力不足のなか、限られた労働力で、いかに生産効率を上げていくかが全産業を通じた課題となっている。

石狩市の事業所数及び従業者数の推移

(単位: 所、人)

区分	平成21年		平成26年		対比 (H26-H21)		
	事業所	従業者	事業所	従業者	事業者	従業者	
総	事業所数	2,427	28,109	2,300	27,990	△127	△119
農林水産業		22	401	22	297	0	△104
第一次産業	鉱業	2	14	3	15	1	1
	建設業	388	2,682	336	2,314	△52	△368
	製造業	231	4,562	215	4,715	△16	153
	小売業	621	7,258	554	7,044	△67	△214
第二次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	3	72	4	86	1	14
	情報通信業	17	144	11	154	△6	10
	運輸・輸送業	186	5,375	178	4,794	△8	△581
	卸売業・小売業	535	5,455	503	6,017	△32	562
	飲食店・宿泊業	235	1,160	213	1,052	△22	△108
	金融・保険業	32	204	27	144	△5	△60
	不動産業	55	324	54	476	△1	152
	医療・福祉業	155	2,459	203	2,893	48	434
	教育・学習支援業	84	995	83	1,200	△1	205
	複合サービス業	26	243	24	302	△2	59
第三次産業	学術研究・専門技術服务业	60	360	60	333	0	△27
	生活関連サービス業・娯楽業	197	1,758	180	1,467	△17	△291
	サービス業(他に分類なし)	174	1,315	159	1,127	△15	△188
	公共・社会的服務	25	586	25	604	0	18
業	小計	1,784	20,450	1,724	20,649	△60	199

資料：平成21年及び平成26年は経済センサス-基礎調査による

(2) 目標

中小企業では、担い手不足、労働力不足等の課題に直面しており、現状を放置すれば本市の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、市内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するため、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、計画期間中、30件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（国の定める導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林水産業や建設業、製造業、運輸業と多岐に渡り、多様な業種が地域経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。このため、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は石狩湾新港地域を中心に広域に立地している。広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が地域経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。このため、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。